

【追加日程】令和6年度4月採用 (既卒者 令和5年度途中採用可) 市立伊丹病院 看護師・助産師募集要項

1. 職種・採用予定人員・受験資格

職 種	看護師 ・ 助産師
採用予定人員	看護師 ・ 助産師 合わせて 30 名 程度
受 験 資 格	既卒：看護師又は助産師の免許を持つ人で昭和54年4月2日以降に生まれた人 新卒：看護師又は助産師の免許を持つ人で平成元年4月2日以降に生まれた人 (令和6年4月免許取得者含む) ※試験日までに病院見学(木曜 13:30~)にお越しください 見学予約はこちら ※地方公務員法第16条に該当する人は受験できません(下部参照)。



2. 採用試験

試験内容	看護師：(既卒) 適性検査＋集団面接試験＋小論文 (新卒) 適性検査＋集団面接試験＋グループワーク試験 助産師：(既卒) 適性検査＋集団面接試験＋事例検討試験 (新卒) 適性検査＋集団面接試験＋グループワーク試験																				
試験日 申込締切	<試験日程【追加分】><適性検査受験締切><申込み締切> <table><tr><td>8月24日（木） 9時00分</td><td>8月22日（火） 正午</td><td>8月17日（木）</td></tr><tr><td>9月27日（水） 9時00分</td><td>9月25日（月） 正午</td><td>9月20日（水）</td></tr><tr><td>10月27日（金） 9時00分</td><td>10月25日（水） 正午</td><td>10月19日（木）</td></tr><tr><td>11月28日（火） 9時00分</td><td>11月26日（日） 正午</td><td>11月20日（月）</td></tr><tr><td>12月21日（木） 9時00分</td><td>12月19日（火） 正午</td><td>12月14日（水）</td></tr><tr><td>2月2日（金） 9時00分</td><td>1月31日（水） 正午</td><td>1月26日（金）</td></tr></table> ※ 適性検査は統一応募用紙をご提出いただいた方に URL をお送りし、試験 2 日前の正午までに WEB 上で受験いただきます。（所要時間 20 分程度） ※ 持参申込みは、平日午前 9 時から午後 5 時まで。郵送は、上記日付必着 ※ 採用予定人数に達した場合、募集を締切ります。 ※ 感染防止に十分配慮して採用試験を実施いたします。応募人数によって、受験者同士の密集を避けるため集合時間を個別に指定させていただく場合があります。ご理解くださいますようお願いいたします。			8月24日（木） 9時00分	8月22日（火） 正午	8月17日（木）	9月27日（水） 9時00分	9月25日（月） 正午	9月20日（水）	10月27日（金） 9時00分	10月25日（水） 正午	10月19日（木）	11月28日（火） 9時00分	11月26日（日） 正午	11月20日（月）	12月21日（木） 9時00分	12月19日（火） 正午	12月14日（水）	2月2日（金） 9時00分	1月31日（水） 正午	1月26日（金）
8月24日（木） 9時00分	8月22日（火） 正午	8月17日（木）																			
9月27日（水） 9時00分	9月25日（月） 正午	9月20日（水）																			
10月27日（金） 9時00分	10月25日（水） 正午	10月19日（木）																			
11月28日（火） 9時00分	11月26日（日） 正午	11月20日（月）																			
12月21日（木） 9時00分	12月19日（火） 正午	12月14日（水）																			
2月2日（金） 9時00分	1月31日（水） 正午	1月26日（金）																			
集合場所 集合時間	市立伊丹病院 2 階 総務課 ※ 試験時間の 15 分前にお越しください。																				

3. 募集手続

申 込 先	〒664 - 8540 伊丹市昆陽池 1 丁目 100 番地 市立伊丹病院 2 階 総務課人事研修担当 TEL 072 - 777 - 3118 (総務課直通)
提 出 書 類	☐ 受験申込書(当院専用用紙(A4)・HP からダウンロード可) ☐ 返信用長形 3 号封筒(宛名明記・84 円切手貼付) <既卒> ☐ 看護師・助産師免許証の写し ☐ 職務経歴書(職務経験について業績等を詳しく記載。A4 様式自由) <新卒> ☐ 成績証明書・卒業見込証明書 ※ 受験票の事前送付はありませんので、受理確認をされたい方は、総務課までお電話でお問い合わせください(TEL072-777-3118)。

4. 合格者発表および採用

合格者発表	試験日の約 2 週間後
採用予定日	試験合格者に対して健康診断を実施し、異常がない場合に令和6年4月1日付採用となります。(既卒者は応相談)

5. 待遇等

身 分 ・ 職 種	地方公務員 ・ 看護師 助産師		
給 与 月 額	<table border="1"> <tr> <td> 看護師(大卒)：290,941 円 看護師(3年制卒)：287,298 円 看護師(2年制卒)：280,648 円 助産師：290,941 円 </td><td> <参考> 民間病院等で 5 年間勤務した場合 看護師(大卒)：309,797 円 看護師(3年制卒)：303,820 円 看護師(2年制卒)：298,843 円 助産師：309,797 円 </td></tr> </table>	看護師(大卒)：290,941 円 看護師(3年制卒)：287,298 円 看護師(2年制卒)：280,648 円 助産師：290,941 円	<参考> 民間病院等で 5 年間勤務した場合 看護師(大卒)：309,797 円 看護師(3年制卒)：303,820 円 看護師(2年制卒)：298,843 円 助産師：309,797 円
看護師(大卒)：290,941 円 看護師(3年制卒)：287,298 円 看護師(2年制卒)：280,648 円 助産師：290,941 円	<参考> 民間病院等で 5 年間勤務した場合 看護師(大卒)：309,797 円 看護師(3年制卒)：303,820 円 看護師(2年制卒)：298,843 円 助産師：309,797 円		

	※ 地域手当、初任給調整手当、夜勤に係る手当等を含めた額を表示 ※ 看護師免許取得後の経験年数に応じた加算があります。 ※ 助産師免許取得後の経験年数に応じた加算があります。看護師経験は、助産師免許取得後に限り加算されます。
諸 手 当	規定により地域手当、住居手当、通勤手当、扶養手当、勤務手当等を支給（給与改定等により現行額より変更となる場合がございます。）
期末勤勉手当	支給月 6月・12月（令和4年度実績4.4月） 支給率 伊丹市一般職員の給与に関する条例による

6. 勤務体制等

勤 務 体 制	以下のいずれかを選択できます（4週8休）。 3交代…日勤 8:30～17:15 準夜 16:30～翌 1:15 深夜 0:30～9:15 変則2交代…日勤 8:30～17:30 長日勤 8:30～20:00 夜勤 19:30～翌 9:15 （一部病棟で実施）完全2交代…日勤 8:30～17:15 夜勤 16:45～翌 9:15
休 暇 等	有給休暇（年間20日付与：令和4年度取得実績平均14.4日）・育児休業（最大3年間）・病気休暇・介護休暇・夏季休暇（令和4年度5日付与）・子の看護休暇（年間5日）等

7. 福利厚生等

年金・貸付等	兵庫県市町村職員共済組合加入（年金・各種給付・貸付制度あり）
福 利 厚 生	伊丹市職員厚生会に加入。レクリエーション行事等福利厚生事業に参加できます。
そ の 他	院内保育所・病児託児あり、被服の貸与あり 夜勤者タクシー利用制度あり（5,000円/回を限度として実費支給）

8. 研修

◎ 研 修	新採用者の研修は、静脈注射、医療機器の実技研修や、感染防止、事故防止研修、看護記録、電子カルテ研修の初期研修に加え、心電図、救急蘇生研修、メンタルフォロー研修等企画しており、専門職業人としての知識・技術の習得に役立てていただきます。
◎ キャリアアップ	看護部は看護職員のキャリア開発を推進しており、感染管理認定看護師やがん化学療法認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師などが教育を修了し活躍をしています。 また、認定看護師による研修も充実しています。

9. 試験結果の開示

不合格者に対してのみ、総合得点・総合順位を開示します。
 開示を希望される場合は、受験者本人が、直接、事務局総務課に申し出てください。
 開示を請求できる期間は、不合格の通知を受け取った日から1ヵ月以内としています。
 ※ 受験者本人以外には開示いたしません。また、電話・FAX・郵便・電子メールなどでの開示請求はできません。

10. お問い合わせ先・病院見学

採用や病院見学に関するお問い合わせは、総務課人事研修担当へお電話かメールください。
 市立伊丹病院 総務課人事研修担当 Tel:072-777-3118 mail: itami-hp@city.itami.lg.jp

地方公務員法【抜粋】

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者